**衛生推進者養成講習会**

**![j0231635[1]]()**

労働安全衛生法により、常時１０人以上５０人未満の労働者を使用する事業場（労働者数は企業単位ではなく工場、支店、営業所等の事業所単位）であって非工業的業種の事業場**（注1）**においては「衛生推進者」を選任し、事業場における労働衛生管理に係る業務を担当させなければならないとされています。（労働安全衛生法第１２条２）

（５０人以上の事業場は、衛生管理者及び産業医の選任を要します）

本講習会は衛生推進者の資格を取得する講習会ですので、ぜひ関係者に受講させて下さい。

（労働安全衛生法第59条）

本講習は新入社員を対象とした安全・衛生教育の基礎知識を習得するための講習です。

|  |  |
| --- | --- |
| 講習日時 | 平成３１年　４月１９日（金）　９時００分～１５時１０分 |
| 講習会場 | 大正産業会館　　大阪市大正区泉尾１－２７－１６　Tel　06－6552－6661（JR環状線及び地下鉄「大正」駅から南へ徒歩約10分） |
| 内容 | 1. 作業環境管理及び作業管理（危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。）

２. 労働衛生教育３. 健康の保持増進４.労働衛生関係法令 |
| 受講料 | 西工業会会員　1名　７,560円（テキスト代を含みます。） |
| 留意事項 | 講習日前７日以降の取り消し及び欠席者の払い込み受講料は返戻できません。他の適任者と交替されますことをお勧めします。 |
| 定員 | ３０名 |
| 締切日 | 平成３１年　４月１１日（木）（定員になり次第申込受付を締め切ります。） |
| **（注１）**非工業的業種の事業所とは・企業の本社、支店、営業所等の事務所・銀行、信用金庫、保険会社等金融、保険等の事業・病院、医院等保健衛生の事業・理容、美容の事業・飲食店、接客業、娯楽業等の事業・学校等教育、研究の事業・人材派遣等の事業・その他 |

**受講希望の場合等は西工業会までご連絡ください。**

**詳細、申込書等をお送り致します。**

**ホームページにも申込書等、載せています。**

**＜アドレス＞**<http://www.nis.or.jp>